

財政的援助団体等監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和2年2月7日

石川県監査委員	山口彦衛
同	本吉淨与
同	山本次作
同	奥村豊美

(別紙)

観企第1351号
令和2年1月15日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和元年12月27日付け石監査第621-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり団体から措置を講じた旨の通知があり、この通り実施するよう指導したので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員による不祥事が発生していた。 今後、職員の服務規律を確保するとともに、再発防止策を徹底し、二度とこのようなことがないよう十分注意すること。	一般財団法人 石川県県民ふれあい公社	平成31年2月8日に、理事長以下4名に対し、管理・監督責任に基づく処分を行いました。 今後、二度とこのようなことが起こることのないよう、各施設長に対し、複数の職員による現金確認の徹底を指示するとともに、詳細な現金管理の手順を定めた通知を発出し、その遵守を周知徹底するなど、管理体制の強化を図ったところです。 さらに、本社職員や常勤監事による抜き打ち現地確認を実施し、再発防止に取り組んでいるところです。